

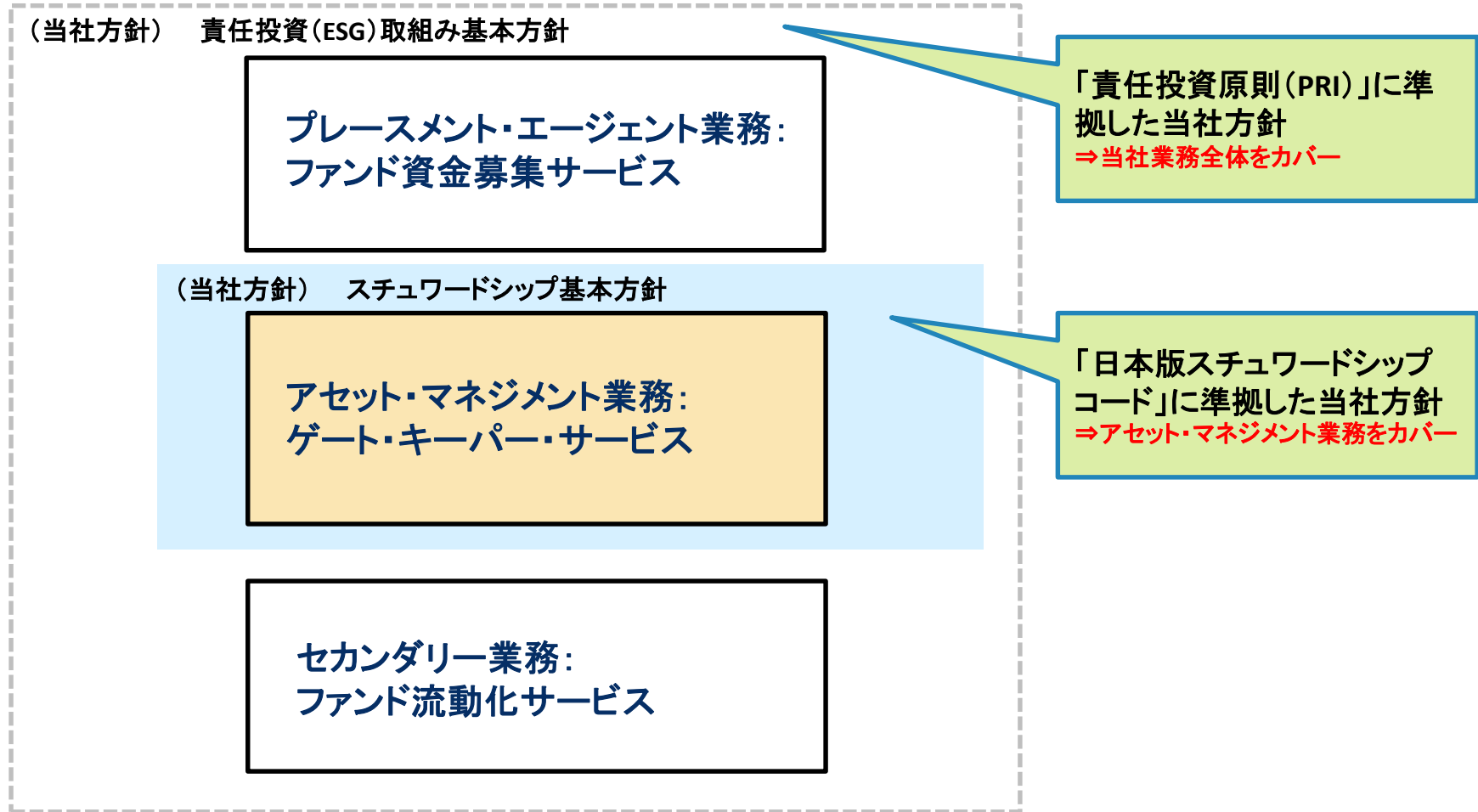
# アーク東短オルタナティブの “プライベート投資におけるスチュワードシップ基本方針”

2016年2月15日

アーク東短オルタナティブ株式会社



## アーク東短オルタナティブの事業領域(三業務)と当社方針との関係



「スチュワードシップ基本方針」は、当社アセット・マネジメント業務の根幹となる指針

## 1: 基本理念

当社の投資活動すべてにおいて、日本版スチュワードシップ・コードの趣旨・精神に賛同し、本基本方針に沿ってスチュワードシップ責任を果たして参ります。

## 2: 利益相反管理体制

スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、ウェブサイトに公表します。

## 3: ファンド・ガバナンス

当社が投資対象とするプライベート・ファンドの運営が、投資対象の持続的成長を促すガバナンスとなっているか定期的な確認をしていきます。

## 4: ファンド・エンゲージメント

当社が投資対象とするプライベート・ファンドと積極的にコミュニケーションをとり、建設的な対話(エンゲージメント)を継続的に実施することで、問題意識を共有し、問題解決への弛まぬ話し合いを行います。

## 5: 情報発信と改善の仕組み

当社は、顧客・受益者に対して、スチュワードシップコードへの取り組みについて定期的な報告(アクションプラン報告)を行い、ステークホルダーからのフィードバックを取り入れて、取り組み方針の改善を行います。

## 6: 自己研鑽による改善の努力

スチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うため、他の投資家と意見交換を持ち、自己研鑽に努めます。

当社の投資活動すべてにおいて、日本版スチュワードシップ・コードの趣旨・精神に賛同し、本基本方針に沿ってスチュワードシップ責任を果たして参ります。

## 【具体的な考え方と活動事例】

- 当社は、2011年10月に国連責任投資原則(Principles for Responsible Investment、以下PRI)に署名して以来、「責任投資(ESG)取組み基本方針」を策定し活動を行ってきました。引き続き、この責任投資(ESG)取組み基本方針を当社の活動の基盤として、スチュワードシップ責任を果たして参ります。
- 当社は、コードの受入表明、及びコードの各原則に基づく公表項目(本基本方針、利益相反管理方針)を自社のウェブサイト公表します。
- 当社は、当該公表項目について、柔軟に見直し・更新を行うことも視野に入れて、本質的なスチュワードシップ責任の遂行を目指します。

## (ご参考) 責任投資(ESG)取組み基本方針

アーク東短オルタナティブ株式会社(以下、当社)は、2011年10月1日付で国連責任投資原則(Principles for Responsible Investments、以下PRI)に署名しており、このPRIの考えに賛同し、署名機関としてPRI普及を推進します。当社は、プライベートエクイティ(以下、PE)投資において、ファンド運用会社の委託を受け、投資家から資金を募集する業務を担っています。PE投資の分野において、ファンド運用会社(GP)と投資家(LP)をつなぐ仲介者として、PE投資の健全な発展について社会的責任があることを認識しています。当社が責任投資を実践することにより日本のPE投資に関わる企業や投資家がESG問題に関心を持ち、日本におけるオルタナティブ投資の持続的発展につながると考えています。

当社では、以下の6つの活動方針のもとに、期初にアクションプランを策定した上で、具体的な営業活動をとらしてPRI署名機関としての責任を全うしてまいります。

1. 責任投資に関する組織体制を整備します  
当社では、経営企画室が責任投資に関わる活動を推進します。PRI活動における重要事項の決定ならびにアクションプランの策定および進捗管理については、経営戦略会議の場で行ってまいります。
2. ファンド運用会社選定プロセスにおいてESG考慮を実践します  
当社は、ファンド運用会社を選定するプロセスにおいて、ESG問題を考慮します。ESG問題を認識していなかったファンド運用会社には、今後考慮することを奨励します。
3. 責任投資に関して情報収集を推進します  
国内外におけるPRI活動への参加や、他のPRI署名機関とのネットワークを駆使して、PRIの動向をチェックし、情報収集に努めます。
4. 責任投資に関する情報発信を行います  
PRIに関する情報を、当社のホームページや他のメディアを通して発信します。
5. PRIについて関係者との対話を行います  
当社の業務を通してお会いすることができた関係者の方々との対話を通して、責任投資への理解をお互いに深めていくことを目指します。
6. ESG問題への対応を自ら実践します  
当社は、ESG問題への対応を可能な限り自ら実践し、ステークホルダーと友好な関係を構築、維持することに努めます。

スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、ウェブサイトに公表します。

### 【具体的な考え方と活動事例】

- 利益相反に対しては常に細心の注意を払い、東短グループの方針に基づき、利益相反管理を実行しています。
- 当社は、「利益相反管理方針」に基づき、利益相反を適切に管理して参ります。
- 個々の取引について、コンプライアンス統括部主導でチェックを行い、必要に応じて利益相反に関する社内規程に規定される弊害防止措置を適用しております。

### 利益相反管理方針

当社は、お客様の利益が不当に害されることがないように利益相反のおそれのある取引を適切に管理し、法令等及び利益相反管理方針に従い適正に業務を遂行いたします。

#### 1. 利益相反管理の対象となる取引の特定方法

利益相反管理の対象となる「利益相反のおそれのある取引」を特定するにあたって、次の事情を考慮します。

- ・ お客様の不利益により、当社または当社のグループ会社が利益を得る（損失を回避する）可能性がある。
- ・ お客様との取引の結果、当社または当社のグループ会社がお客様の利益とは区別される利益を得る可能性がある。
- ・ お客様の利益よりも他のお客様を優先する経済的その他の原因がある。
- ・ 当社または当社のグループ会社が、お客様と同一の業務を行っている。

#### 2. 類型

次のような取引については、利益相反管理の対象に該当する可能性があります。

No.	利益相反関係	取引類型
1	お客様と当社	お客様と当社または当社のグループ会社の利害が対立する取引
2		お客様と当社または当社のグループ会社が同一の対象に対して競合する取引
3		当社または当社のグループ会社がお客様との関係を通じて入手した情報を利用して当社が利益を得る取引
4	お客様相互間	当社のお客様相互間の利害が対立する取引
5		当社のお客様相互間において競合する取引
6		当社がお客様との関係を通じて入手した情報を利用して当社のお客様が利益を得る取引

#### 3. 利益相反管理体制

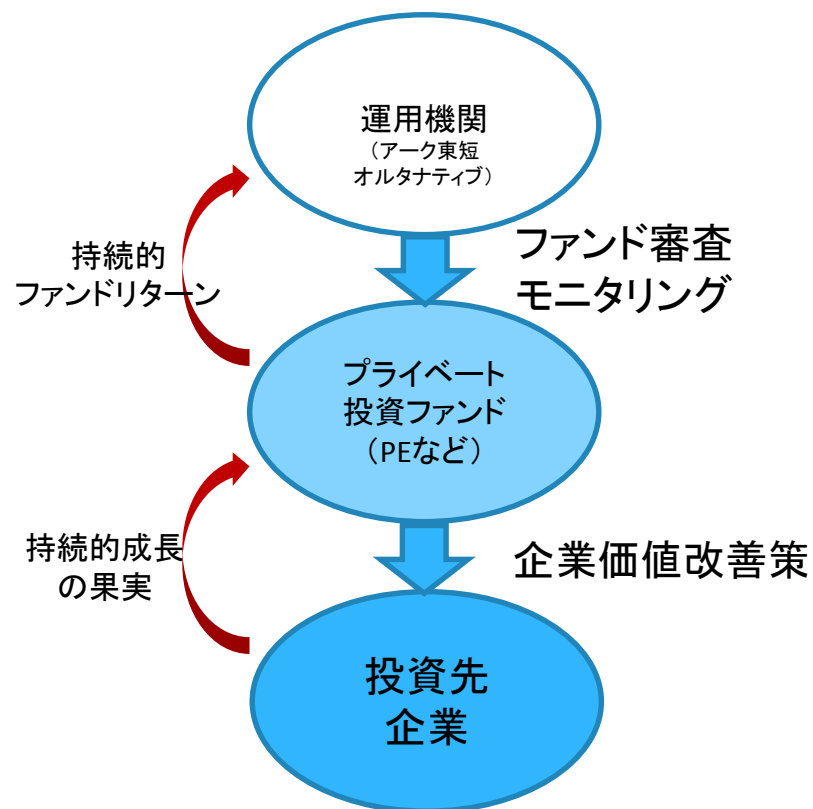
- ・ 当社は、適正な利益相反管理を行うため利益相反取引規程を策定し、利益相反のおそれが発生した場合は、当該規程を適用し、迅速かつ適切に管理します。
- ・ 利益相反のおそれが発生した場合は、コンプライアンス統括部長が責任者として関与し、当該取引を監視します。必要に応じて下記の方法等を用いて利益相反の管理に努めます。
  - ① 各部門間における情報隔離
  - ② 契約内容の変更
  - ③ 一方の業務に係る契約の取りやめ
  - ④ 顧客への開示
  - ⑤ その他利益相反行為などを未然に防ぐ又は中止するために必要と認められる事項

当社が投資対象とするプライベート・ファンドの運営が、投資対象の持続的成長を促すガバナンスとなっているか定期的な確認をしていきます。

#### 【具体的な考え方と活動事例】

- プライベート投資においては、ファンドが経営関与する度合いが高いため、運用機関がスチュワードシップ責任を果たすことが間接的に企業経営に与える影響が大きく、運用の収益やリスクを大きく左右するものと考えます。
- 当社は、責任投資に立脚した考え方に基づいてファンドを審査することで、持続的な企業価値向上に資するファンドと投資家を結び付け、またスチュワードシップ・コードの精神に合致しない運用会社を排除することが可能であると考えます。
- ファンドを定期的にモニタリングする際に、できる限り主要投資先企業の状態を観察し、当該ファンドが持続的成長を促すコーポレート・ガバナンスに基づく企業価値改善を行っているかどうかをチェックする努力をします。

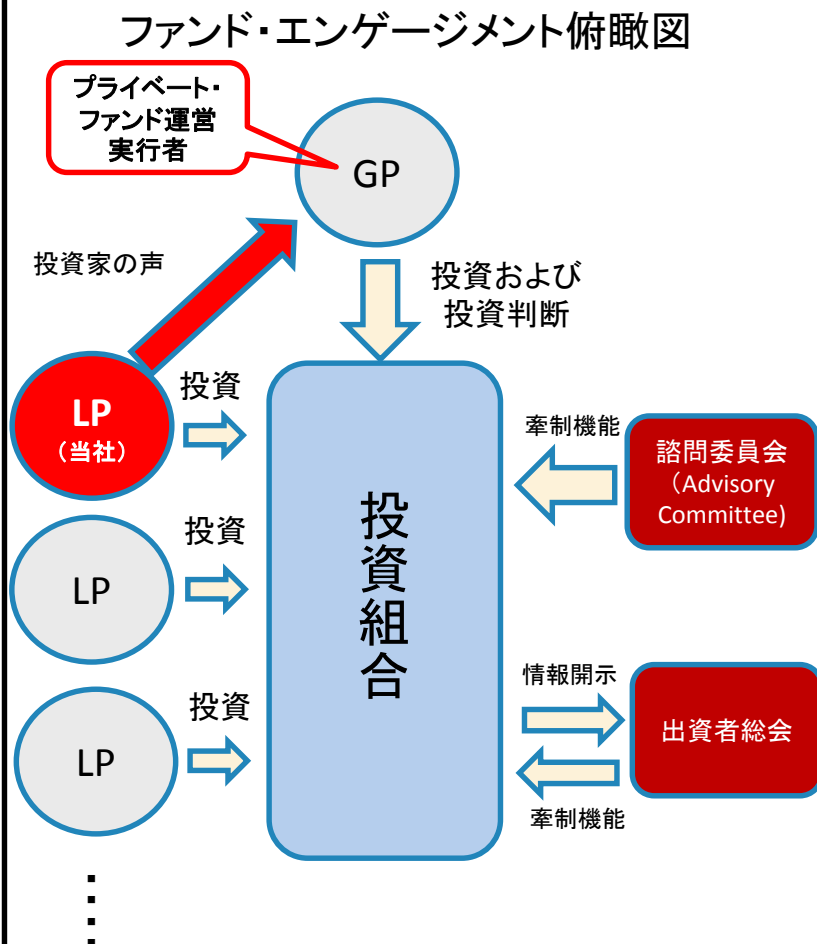
ファンド・ガバナンス概念図



当社が投資対象とするプライベート・ファンドと積極的にコミュニケーションをとり、建設的な対話(エンゲージメント)を継続的に実施することで、問題意識を共有し、問題解決への弛まぬ話し合いを行います。

## 【具体的な考え方と活動事例】

- プライベート投資における基本構造は、「GP・LPストラクチャー」であり、ファンドの無限責任を負うGPがファンド運営の実行者です。当社はその実行者にLPとして、スチュワードシップ責任を適切に果たすよう働きかけます。
- 当社は直接株式を保有しないため、議決権行使は行いません。しかしながら、プライベート投資ファンドへの投資を行う運用機関として、相応のファンドエンゲージメントを行います。
- 投資対象とするプライベート・ファンドの諮問委員会(Advisory Committee、AC)への参加を常にめざし、投資対象の持続的成長を図るよう主張してまいります。参加できた場合はACでその影響力を行使し、参加できない場合には少なくとも出資者総会への参加で積極的な影響力行使を図ります。

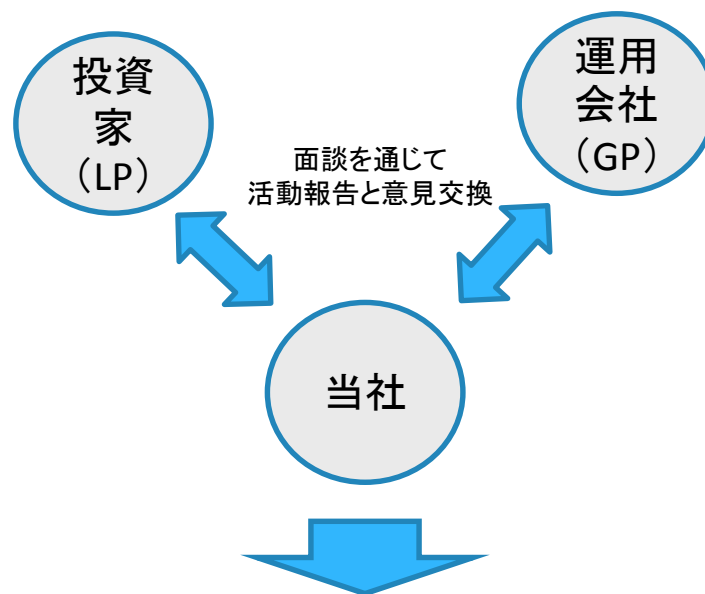




当社は、顧客・受益者に対して、スチュワードシップコードへの取り組みについて定期的な報告(アクションプラン報告)を行い、ステークホルダーからのフィードバックを取り入れて、取り組み方針の改善を行います。

### 【具体的な考え方と活動事例】

- スチュワードシップに関する考え方は、時々の議論に応じて変化し、ステークホルダーとの対話の中で常に確認をする必要があると考えます。
- 当社は、創業以来、投資家(LP)と運用会社(GP)との対話を最重要に位置づけています。その過程で、ステークホルダーからスチュワードシップの在り方を吸い上げて、ファンド審査やエンゲージメントその他、企業活動の原動力としています。
- 今後も、より一層、ステークホルダーからのフィードバックを取り入れて時宜にあった取り組み方針を繰り返し作り直してまいります。



日頃の活動を通じて「スチュワードシップ基本方針」の活動内容を発信し関係者からフィードバックを受ける仕組み



スチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うため、他の投資家と意見交換を持ち、自己研鑽に努めます。

### 【具体的な考え方と活動事例】

- 当社は、PRIの署名機関として、PRIの様々な会合への参加を通じて、国内外の投資家との意見交換を行い、スチュワードシップ活動に関する知見を深め自己研鑽に努めています。
- 当社は、PRIプライベート・エクイティ・ワーキング・グループ(PEWG)の事務局を務め、積極的に日本のPE業界におけるスチュワードシップ活動に関する情報を他の投資家と共有しています。
- 業界関係者に専門知識を提供するセミナーを積極的に開催しており、その際の参加者の皆様からのフィードバックが自己研鑽の材料になっています。

#### PRI署名機関としてのサービス活用

- ・各種ワーキンググループへの出席
- ・イントラネットの利用により情報取得。
- ・国内外の関係者とのコミュニケーションを行い、固持研鑽。

#### PRI協会のPEWG事務局活動

- ・責任投資普及のための積極的な提案活動
- ・国内外のPE業界の先端的な事例の吸収
- ・2013年4月以降四半期に一度開催し、毎回20~30名の参加者。

#### 積極的なセミナー開催

- ・プライベート投資を普及するための投資家向けセミナーを開催
- ・参加者とのディスカッションにより問題意識を共有
- ・開催するセミナーを通じて活発な議論を展開し自己研鑽の場を確保

責任投資・スチュワードシップの発想で  
ビジネスの進化を起こす試み